

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

- 1 日時
令和3年10月8日（金曜日）
午前10時1分開会、午後2時23分散会
（うち休憩 午前11時43分～午後1時2分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐藤ケイ子委員長、武田哲副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、岩崎友一委員、
神崎浩之委員、中平均委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
増澤担当書記、横道担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、
鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 労働委員会
藤田労働委員会事務局長、谷藤審査調整課総括課長
 - (2) 商工労働観光部
岩渕商工労働観光部長、木村副部長兼商工企画室長、
橋場参事兼産業経済交流課総括課長、安藤定住推進・雇用労働室長、
十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
伊五澤商工企画室企画課長、藤村商工企画室新産業育成課長、
阿部経営支援課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、
田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長
 - (3) 県土整備部
田中県土整備部長、加藤技監兼河川港湾担当技監、小島副部長兼県土整備企画室長、
幸野道路担当技監、杣まちづくり担当技監、照井技術参事兼道路建設課総括課長、
川村県土整備企画室企画課長、今県土整備企画室空港管理課長、
菅原建設技術振興課総括課長、菅原道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、
戸来砂防災課総括課長、嵯峨都市計画課総括課長、水野下水環境課総括課長、
小野寺建築住宅課総括課長、鎌田港湾課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(3) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第1項 労政費

第7款 商工費

イ 議案第6号 令和3年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第17号 岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

(4) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加中 2～5

2 変更中 4～10

イ 議案第12号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

ウ 議案第18号 岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

エ 議案第22号 織笠川筋織笠川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を

求めることについて

オ 議案第24号 訴えの提起に関し議決を求めることについて

カ 議案第25号 和解の申立てに関し議決を求めることについて

(5) 委員会調査について

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。本日は、常任委員改選後最初の委員会審査でありますので、執行部の職員を御紹介いたします。

初めに、藤田芳男労働委員会事務局長を御紹介いたします。

○藤田労働委員会事務局長 藤田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤ケイ子委員長 この際、藤田労働委員会事務局長から労働委員会事務局の職員を御紹介願ひます。

○藤田労働委員会事務局長 谷藤親史審査調整課総括課長です。

○佐藤ケイ子委員長 御苦労さまでした。

次に、岩渕伸也商工労働観光部長を御紹介いたします。

○岩渕商工労働観光部長 岩渕です。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

○佐藤ケイ子委員長 この際、岩渕商工労働観光部長から商工労働観光部の職員を御紹介願ひます。

○岩渕商工労働観光部長 商工労働観光部の職員を名簿順に2回に分けて御紹介いたします。私の左手側から順次御紹介いたします。

木村久副部長兼商工企画室長です。

橋場友司参事兼産業経済交流課総括課長です。

安藤知行定住推進・雇用労働室長です。

十良澤福志ものづくり自動車産業振興室長です。

高橋孝政観光・プロモーション室長です。

伊五澤敬商工企画室企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼務しております。

藤村真一商工企画室新産業育成課長です。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、阿部博経営支援課総括課長です。

竹花光弘産業経済交流課地域産業課長です。

田中聡定住推進・雇用労働室雇用推進課長です。

四戸克枝定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長です。

小野和紀ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長です。

小笠原徳ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長です。

金野拓美ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長です。

千葉敬仁観光・プロモーション室プロモーション課長です。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 佐藤ケイ子委員長 次に、田中隆司県土整備部長を御紹介いたします。
- 田中県土整備部長 県土整備部長の田中隆司です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 佐藤ケイ子委員長 続きまして、加藤智博技監兼河川港湾担当技監を御紹介いたします。
- 加藤技監兼河川港湾担当技監 技監兼河川港湾担当技監の加藤智博です。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。
- 佐藤ケイ子委員長 この際、田中県土整備部長から県土整備部の職員を御紹介願います。
- 田中県土整備部長 それでは、紹介させていただきます。

小島純副部長兼県土整備企画室長です。

幸野聖一道路担当技監です。

柚亨まちづくり担当技監です。

照井巧技術参事兼道路建設課総括課長です。

川村守県土整備企画室企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

伊藤雅敏県土整備企画室特命参事兼用地課長です。

今俊晴県土整備企画室空港管理課長です。

どうぞよろしくお願いいたします。

菅原常彦建設技術振興課総括課長です。

伊藤秋彦建設技術振興課技術企画指導課長です。

菅原博秋道路環境課総括課長です。

上澤和哉河川課総括課長です。

菊地健司河川課流域治水課長です。

戸来竹佐砂防災課総括課長です。

嵯峨俊幸都市計画課総括課長です。

紺野憲彦都市計画課景観まちづくり課長です。

どうぞよろしくお願いいたします。

水野久禎下水環境課総括課長です。

小野寺哲志建築住宅課総括課長です。

刈谷洋祐建築住宅課建築指導課長です。

平貴文建築住宅課営繕課長です。

鎌田進港湾課総括課長です。

菊池達也収用委員会事務局参事兼事務局長です。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 佐藤ケイ子委員長 御苦労さまでした。

次に、佐藤学企業局長を御紹介いたします。

- 佐藤企業局長 佐藤学です。よろしくよろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 この際、佐藤企業局から企業局の職員を御紹介願います。

○佐藤企業局長 企業局の職員を御紹介いたします。

八重樫浩文次長兼経営総務室長です。

藤原清人技師長です。

伊藤邦彦経営企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を併任しております。

山谷紀彦業務課総括課長です。

高橋浩業務課電気課長です。

石川幸洋発電所再開発推進課長です。

以上です。よろしく願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 御苦労さまでした。以上で執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第7号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費第3項労働委員会費を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○谷藤審査調整課総括課長 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第7号)中、労働委員会関係の予算について御説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、説明書の41ページをお開き願います。

第5款労働費、第3項労働委員会費、2目事務局費について、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費として69万8,000円を増額しようとするものであります。補正の理由ですが、令和3年2月に労働委員会規則が改正され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされた場合、労働委員会の総会等をウェブ会議により開催することが可能とされたことなどから、必要な経費を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 質問させていただきたいのですけれども、労働委員会は不当労働行為の相談もあると思います。新型コロナウイルス感染症に伴う相談で、例えば解雇であったり、転勤や減給、出勤停止という相談はあるのか質問します。

○谷藤審査調整課総括課長 令和2年度に労働委員会が受け付けた労働相談件数は406件で、このうち明らかな新型コロナウイルス感染症に関連した労働相談は37件、相談全体の9%となっております。その相談の内容は、賃金、手当に関するものが16件と最も多く、

そのほかといたしましては、休日、休暇、休業、パワハラ、嫌がらせ、退職に関する相談などが寄せられているところです。

新型コロナウイルス感染症に直接かかわった相談かどうかということを確認に区分することは非常に困難な状況ではありますが、丁寧な聞き取りに努めているところです。

○**軽石義則委員** 今回の予算の増額はウェブ会議によるものとのことでしたが、労働委員会の性格上、公労使3者が共通認識を持って進めなければならないという原則があると思うのですが、委員の皆さんからそのウェブ会議に対する要望や意見というものはあるのでしょうか。

○**谷藤審査調整課総括課長** ウェブ会議の補正予算を計上させていただいているのは、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景といたしまして、例えば一部の委員が県をまたぐ用務等があった場合に、感染防止を図るための経過観察として委員がその会に出席できないなどの問題が生じていたところでありますが、ウェブ会議のシステムの導入によりまして、感染症の影響下においても総会等の決議などが行うことができるというメリットがあるものであります。

なお、基本的な要件は規則の中で定められておりますので、対面による委員会の運営ということは変わりがないところであります。

○**軽石義則委員** 原則にのっとって対応していただくことが大事だと思いますので、よろしくをお願いします。ウェブ会議導入によって委員の皆さんの自己負担はあるのでしょうか。

○**谷藤審査調整課総括課長** 委員が総会にウェブ参加する場合は、御本人のパソコンを使うこととなりますので、通信費用等の負担は発生するものと思います。また、最小限のセキュリティ対策もとっていただくことになると思います。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** これより討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** 労働委員会も事務所を移転して県民の皆さんがより活用しやすくなったのではないかと考えております。そういう状況も含めてお聞きしたいと思うのですが、報道によりますと、先般、岩手労働局や各関係団体で合同の無料労働相談会を実施したとのこと

ですが、まずはその開催状況等を教えていただければと思います。

○**谷藤審査調整課総括課長** 先般行われました労働相談の開催の状況ではありますが、労働委員会では毎年10月が個別労働紛争処理制度の周知月間に設定されておりますことから、この機会にあわせまして個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づく労働相談やあっせん制度等の利用啓発に努めているところであり、岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会との合同による労働相談会を開催したところであります。

○**軽石義則委員** 相談の内容は個人の情報も含まれていることから、開示は難しいと思いますが、コロナ禍による非常に厳しい状況も含めて相談内容の傾向と、各協議会の中でどのような役割分担で相談に対応しているのかお聞きします。

○**谷藤審査調整課総括課長** 相談会につきましては当日10時から15時までの時間帯で、盛岡市のアイーナで行ったところです。相談枠8名で設定していたところ、予約は6名、当日の申し込みが1名の7名の方々の御利用がありました。当日は当委員会から公益委員、労働者委員、使用者委員による3名の委員が出席いたしまして、岩手労働局、岩手弁護士会、岩手県社会保険労務士会等とともに、さまざまな労働問題に対して専門的な見地からの助言による支援を行うとともに、相談者の御希望に応じてあっせん制度などの説明を行ったところです。

相談の内容ですけれども、退職に関するものが最も多く、その次にパワハラ、嫌がらせに関するもの、続いて解雇、賃金手当等に関するものとなっております。新型コロナウイルス感染症関係については、申しわけありませんが考えませんでした、そういった傾向になっています。

○**軽石義則委員** 傾向的には、退職やパワハラに関する内容が多いようであります。コロナ禍において、今は雇用調整助成金がありますが、その制度も財源の問題から未来永劫続くものではないと心配しております。そうすると、しわ寄せは働く皆さんにいくと思うのですが、それらの対応の準備等はされていますでしょうか。

○**谷藤審査調整課総括課長** 最近の傾向といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策によるテレワークの導入が進んでいたり、働き方改革による制度の改正などが行われておりまして、労働環境が多様化しているところです。今後の労働相談も多様化、複雑化していく、また件数も増加していく可能性があると思っております。したがって、県民が利用しやすい労働相談の提供やあっせん制度の周知につきまして、より一層取り組んでいく必要があると認識しております。

○**軽石義則委員** 引き続きそれらの対応をしていただくことは大事ですし、その制度があるということをしっかり周知していただきたいと思っております。これまで、相談することによって精神的負担も解消されると皆さんからお聞きしておりますので、ぜひ引き続きやってほしいと思っております。本来労働委員会は集団的労使紛争の解決が主な役割であったのですが、今は個別的労使紛争のほうが大きくなってきておりますので、その対応の仕方というのはもっと難しくなっていると思っております。

労働委員会制度の最大のメリットは和解ということで、職場を失わずに働き続けることができる条件を第三者が示すことが大事だと思うのです。新しい事務所に移り、それをさらに進めようという意気込みがあると思いますが、最後に谷藤事務局長にお聞きして終わります。

○藤田労働委員会事務局長 今の労働紛争は、全国的にも集団的な紛争から個別の事案、つまり労働者個人や使用者にシフトしておりまして、県民のニーズもこちらにシフトしていると考えております。まだまだ潜在化しているトラブルはあるだろうと考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症のまん延で働き方の多様化ですとか、働き方改革関連法案が施行されて労働法制が複雑化しております。こういった労働情勢や労働環境の変化を背景とする紛争が、今後ますます複雑化、多様化していくものと認識しておりますので、従前にも増して、丁寧でかつ当事者に寄り添った事案の解決に努めていく必要があると考えております。

我々事務局といたしましては、15名の委員の活動をきちんとサポートしながら、県民の皆様は労働委員会制度の周知と活用、いわゆる労働委員会のプレゼンスと申しますか、存在意義をもっと積極的に理解を得るような取り組みを委員の皆さんと一緒に進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○木村幸弘委員 今の質問に関連して、コロナ禍の影響については特に把握していないという答弁だったと思うのですけれども、なぜ今こういう時勢の中で、それこそ今谷藤事務局長から御答弁いただいたように多様化した労働相談が想定される状況の中、親切丁寧に、あるいは詳細に事案を把握していくということであれば、コロナ禍の影響についても把握するよう求められるものではないかと思うのですが、その点についてもう一回確認したいと思います。

○谷藤審査調整課総括課長 コロナ禍と相談との関係でありますけれども、先ほど申し上げました相談件数406件のうち37件が、明らかに新型コロナウイルス感染症に関連した相談ということで聞き取りさせていただいております。労働者の方々が、使用者側の抱える問題を理解できていないこともあり、その背景に新型コロナウイルス感染症による影響がある可能性はあるのですが、相談者の方々は当面の御自身の問題に精いっぱい、それが新型コロナウイルス感染症とどう関係しているかということろまでは、わからないことも多いのです。そのため、相談内容から新型コロナウイルス感染症と関連づけて分析することは厳しいということでもあります。

○木村幸弘委員 わかりました。当事者のさまざまな立場から、その背景については十分に相談に至らない部分もあるのかもしれませんが、逆にいえば、相談を受ける側がアプローチの仕方をもっと工夫して、背景に新型コロナウイルス感染症による影響はないのかということも含めて聞き取りをすることも必要ではないかと思ひます。実態をより詳しく把握をしていくことが、コロナ禍における雇用労働対策や支援の対応に必要なと思ひますので、今後とも十分に御配慮いただいた対応をお願ひしたいと思ひます。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第7号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費第1項労政費、第7款商工費及び議案第6号令和3年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○木村副部長兼商工企画室長 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第7号）のうち、商工労働部関係の予算について御説明を申し上げます。議案（その1）、5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正のうち当部関係の歳出予算補正は5款労働費、1項労政費の399万3,000円の増額と、7款商工費の551万4,000円増額の合わせまして950万7,000円の増額です。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、予算に関する説明書の40ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費の説明欄、地域就職氷河期世代支援加速化交付金は、氷河期世代の就職や正社員化等を支援するため、市町村が行う相談支援や実態調査などの取り組みに対しまして、その経費の4分の3を交付しようとするものです。

次に、50ページに飛びまして、7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の岩手産業文化センター管理運営費ですが、感染症対策のためサーモグラフィカメラを追加設置しようとするものです。2目中小企業振興費の中小企業振興資金特別会計繰出金は、前年度からの繰越額の確定による特別会計の財源調整に伴いまして増額しようとするものです。

2項観光費、2目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、感染症対策のため船越家族旅行村など県有観光施設のトイレの洋式化等を進めようとするものです。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、特別会計につきまして御説明申し上げます。済みませんが、議案（その1）にお戻りいただきまして、23ページをお開き願います。議案第6号令和3年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）であります。第1条のとおり歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,492万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億6,677万5,000円にしようとするものです。

1枚おめくりいただきまして、24ページです。第1表歳入歳出予算補正の歳入であります。1款繰入金と2款の繰越金は、前年度からの繰越額の確定に伴い繰入金を増額、繰越金を減額しようとするものです。

3款諸収入は、中小企業高度化資金の償還見込額の増に伴いまして、増額しようとするも

のです。

25 ページに参りまして歳出であります、1 款小規模企業者等設備導入資金貸付金ですが、中小企業高度化資金の償還見込額の増などによりまして増額しようとするものです。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 確認です。一般質問等でも取り上げられていましたけれども、就職氷河期世代支援加速化交付金の対象となる年齢は具体的にどうなっているのか。また、今回は増額補正だと思うのですが、各市町村が行う相談支援や実態調査の実績をお示しいただきたいと思います。

○田中雇用推進課長 就職氷河期世代の対象年代であります、おおむね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代としておりまして、年齢では、現在35歳から50歳までを対象としております。

今回の補正予算ですけれども、市町村事業は今回初めて計画が出されたものであり、これまでの実績はありません。

○岩崎友一委員 有効的に機能させていくためにも、対象となる35歳から50歳の方々にこういった相談窓口があることをしっかり周知されるような取り組みが必要だと思いますけれども、県のお考えはいかがでしょうか。

○田中雇用推進課長 就職氷河期世代の支援機関等の周知につきましては、県として令和2年度の予算で実施しております。支援機関のPRとしましてはジョブカフェ、若者サポートステーションのPRを目的としましてテレビ放送やユーチューブへの広告掲載、リーフレットの作成等によりまして周知をしております。

○岩崎友一委員 今御答弁いただいたさまざまな広報媒体を上手に活用していただければと思います。潜在的なニーズが県全体にどのくらいあるのか想定した上で予算を計上をしていると思うのですが、そのニーズについて、どのように捉えていますでしょうか。

○田中雇用推進課長 本県における就職氷河期世代の対象者の推計であります、不安定な就労状況にある方が6,200人、長期にわたり無業の状態にある方が3,498人、合計約1万人と推定しております。

○岩崎友一委員 私もちょうど35歳から50歳の枠に入りますが、我々の周りでも確かに職を探している人もおります。新型コロナウイルス感染症の影響等いろいろ絡んでいるとは思いますが、私もこのような制度があることをはっきりと伝えたいと思います。就職氷河期世代支援加速化交付金を、ぜひ有効的に使っていただくよう、よろしくお願いします。

○木村幸弘委員 関連してお伺いします。就職氷河期世代の対象者が1万人、そのうちの不安定な立場にある方が6,000人、長期の無業状態にある方が大体4,000人近くいるということですが、改めてそれらの内容をお聞きしたい。また、今回の予算措置の対象市町村が盛岡市と一関市だけということですが、どのような理由から盛岡市と一関市だ

けになっているのか。全県的な取り組みの方針は今後どうなっていくのか、市町村の受皿の問題や課題はあるのか、御答弁いただきたいと思います。

○**田中雇用推進課長** 先ほど就職氷河期世代の対象者約1万人と申し上げましたが、これは、総務省で行いました就業構造基本調査に基づき、国が、岩手県で不安定な就労状態にある方が6,200人、長期にわたり無業の状態にある方が3,498人と推計しているものであります。

就職氷河期世代の目標ですけれども、国や県、関係団体等と連携しまして、令和2年から令和4年度までで約3,300人の正社員化を目指して活動しております。令和2年度の実績として1,013人が正社員として就職しております。

続きまして、市町村のこの事業の実施状況でありますけれども、県としましては、年3回程度市町村に周知を行いまして、活用について確認をしております。その結果、今回盛岡市と一関市から活用したいという相談がありましたので、国と調整をして今回予算に盛り込むこととしたものであります。

○**木村幸弘委員** 目標が約3,000人というお話でありましたけれども、受け入れる市町村では、対象となる方々をある程度把握されていて、相談等の受入れ態勢を整えていく、あるいは対象となる方にアプローチをしながら、何とか正社員化につなげていくという取り組みをされるのだと思いますけれども、市町村では対象者をどのように把握し、どうアプローチをしていくのか。今回の盛岡市や一関市だけではなくて、今後他市町村にも取り組みをお願いしていくということになりますと、県内の各自治体における実態等も含めて県と市町村がしっかりと情報共有をして、取り組んでいくことが重要になってくると思いますけれども、考え方をお聞きします。

○**田中雇用推進課長** 就職氷河期世代の支援につきましては、県単位としましては岩手労働局を中心にいわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォームというものを組織しまして活動しております。各市町村または広域でも可能ですけれども、そういう支援組織を設置して取り組むことが望ましいとされておりますので、その設置につきまして、今働きかけを行っているところであります。

県としましても、市町村と連携しながら就職氷河期世代の就職支援に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、機会を捉えまして連携し、また活用を促していきたいと考えております。

○**木村幸弘委員** 今お話のあったプラットフォームを設置して取り組むということは、このような支援を行っておりますので、対象と思われる方々はぜひ相談に来てくださいという、いわゆるこの指とまれの形なのか、それとも相談を通して個別に実態を把握し、対象者だとわかればアプローチを図っていくのか。令和2年度の1,013人という実績から見た状況についてお話しいただければと思います。

○**田中雇用推進課長** 対象者の把握であります。現在は広くPRをして、岩手労働局やジョブカフェいわて、そのほか社会福祉協議会やひきこもり関連の団体に相談をしてくださ

いということやっております。相談を受けながら対象者を把握をいたしまして、就職支援を手厚く行っていきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部経営支援課総括課長 議案第17号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案（その2）の15ページをお開き願います。なお、便宜お手元に配付しております改正する条例案の概要により御説明をさせていただきます。

この条例は、東日本大震災津波の被災企業への債権買い取りなど事業再生を迅速に進めるため、岩手県信用保証協会が企業の債務を免除できるよう、これに伴う県の債権をあわせて放棄できることを定めているものです。

まず、1の改正の趣旨についてであります。産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。この産業競争力強化法には、中小企業再生支援等の措置が規定されており、本条例においても権利の放棄等の対象とする事業の再生に関する計画に同法を根拠とする計画を規定していたところ。今般産業競争力強化法の一部改正に伴い、本条例における引用条項が変更となるため、所要の整備をするものです。

2の条例案の内容についてであります。条例第3条第2項に権利の放棄等の対象とする事業の再生に関する計画が定められております。このうち産業競争力強化法により位置づけられている第4号の特定認証紛争解決手続に基づき策定された計画について所要の整理を行うものです。なお、今回の改正は引用している条項ずれに伴うものであり、内容については変更がないものであります。

3の施行期日についてであります。産業競争力強化法の一部改正が既に8月2日に施行されておりますので、条例は公布の日から施行することとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とする決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 いわて旅応援プロジェクト推進費といわて飲食店応援事業費、それぞれ緊急事態宣言が解除されて動き始めていると思いますけれども、現状として、県が対策を行っているということが事業者には伝わっていないと実感しています。課題を抱えている事業者も多くいると思うのですが、現状をどのように把握をされているのかお示し願いたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 まず、いわて旅応援プロジェクトの現状についてであります。国の地域観光支援事業を活用しながら、第1弾は4月16日から8月15日ということで、これは岩手緊急事態宣言の関係で中断、休止という形になりましたけれども、8月15日宿泊分まで実施したところであります。実績といたしまして、利用実績は延べ45万1,000人、執行額は約28億円であります。御案内のとおり、10月1日からは、第1弾の予算残額8億5,000万円を活用いたしまして、第2弾を実施しているところであり、こちらのほうは予算の執行管理を適切に行う必要があることから、多くの県でも採用している宿泊施設や旅行者への配分方式といたしまして、第1弾の利用実績に応じて割引原資を配分したところであります。

現在の課題といたしましては、配分方式のため、一部の事業者のおきましては既に割引適用の受け付けを終了したところがあります。事業費も第1弾に比べて少額でありまして十分ではないというところもありました。

県といたしましても、国の事業を活用しながらというところでもありますので、国に対して予算の追加配分等について要望しているところでもあります。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 いわて飲食店応援事業費の現状について答弁申し上げます。いわての食応援プロジェクトの参加飲食店数であります。きのう10月7日現在で県内1,894店、食事券の販売数は最新の数値で発行約23万冊のうち9万748冊、食事券の利用状況、これは事務局への請求があった金額であります。約1億1,810万円となっ

ております。

課題であります。8月12日から9月16日まで1カ月間に及んだ県独自の岩手緊急事態宣言の発令期間中は県民の皆様には慎重に行動いただいたところでありますが、今後は地域経済の回復に向けて、地元飲食店を積極的に利用する機運を醸成していく必要があると考えております。

○軽石義則委員 いわて旅応援プロジェクトは期待値も大きいのですが、予算が決まっているので、それをどう配分するのが大事だと思います。厳しいところはどんどん使いたいただろうと思うのですけれども、大きい宿泊施設にばかりお客が集まり、地元の旅館等にはなかなか集まらないという課題もあると聞いています。現場の皆さんからどのような声が届いているのか、お聞かせ願います。

○高橋観光・プロモーション室長 いわて旅応援プロジェクト第2弾の配分の考え方と現場の声についてであります。この制度をつくるに当たって、旅館、ホテル、生活衛生同業組合の方からも、前もって現場の声を聞いてほしいという御要望もありましたので、制度開始前の9月21日に、組合員の方およそ20名に盛岡市内に集まいただき、今こういう考え方で制度設計を考えているということで意見交換をいたしました。大分生々しい話もあるので、あまり御紹介できないのですけれども、例えば、配分方式ではなく用意ドンで1カ月だけやって、その後は切ったらいいのではないかというお話もありました。その場合、8億5,000万円の予算の執行管理ができなくなり、精算が面倒になってしまいますので、先ほど申し上げた配分方式にしたいと御提案し、御理解いただいたところです。

どのような基準で配分枠を決めるのかという考え方としては、例えば規模別に部屋数で割ったり、従業員で割ったり、事業規模で割ったりなどいろいろあるのですけれども、実績を踏まえながら決めるのがいいだろうという意見を踏まえて、今回の制度設計となったところです。

○軽石義則委員 声を聞いた上で、この限りある予算をどう有効に活用するのか考えて進めているということはわかりました。最近、修学旅行生も見かけるようになったのですけれども、配分枠が決まっていると、学校単位で使えたり使えなかったりして、地域によっては得をしたなというところと、行きたかったけれども行けなかったということも今後出てくるような気もするのですけれども、どうでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 先般一般質問でもお話が出ていましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、教育旅行が秋口に変更されて、大分ピークを迎えているという状況であります。この制度を10月からスタートすると発表した段階で、旅行業協会のほうからも御意見がありました。例えば、教育旅行だけを扱っている業者は前半の実績がないので、配分額が少なくなるという御指摘でありました。そういったところについては配慮する必要があるだろうということで、現在調整しております。また、学校サイドでも教育旅行については全て適用になるのではないかという考えもあつたりするので、制度が始まる9月30日に、岩手県教育委員会に依頼文書を持参いたしまして、制度の内容に

ついて各学校に周知をお願いしたところです。

○**軽石義則委員** 先ほど国の支援があれば、さらに拡大できるという説明もありましたので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。先ほどの氷河期世代ではないのですけれども、その年代に生まれたために修学旅行にも行けず、思い出もつくれなかったではかわいそうです。できるのであればそういう支援もして、思い出も残してあげたいという思いは共通していると思いますので、教育委員会とも連携して進めていただければと思います。

いわての食応援プロジェクトについてですけれども、認証店が有効に活用されているのかという声が開き出てきております。認証店だからお客さんが一気にふえているかといえばそうでもありません。全体的にまちに人が戻ってきていないというのが実態なのですけれども、エチケットやルールをしっかり守って、認証店を使って、みんなで経済を回しましょうという推進役は、皆さんであると思っています。ある方はチケットをどんどん売って協力をお願いしているのです。でも、私たちも含めてかもしれませんが、県庁の皆さんは、なかなかまちには出てきませんよねという声を聞くのです。安心して安全に使えるお店をつくっていただいているのに、みんなで活用しないと経済が回らないのは事実です。商工労働観光部としても、みんなで考えながら取り組む必要があると思うのですけれども、どうでしょうか。

○**橋場参事兼産業経済交流課総括課長** 私どもも岩手緊急事態宣言が発出されている間に、飲食業界の方々と意見交換を行っております。幾つかいただいた御意見としては、例えば利用する側に対するニューノーマル、飲食エチケットの普及啓発をもっとやってほしい、あるいはワクチンの接種の加速化を図ってほしいなどという意見のほか、飲食店が悪であるというような風潮を払拭してほしいというお話もありました。そのために、公務員や大企業の皆さんも、安心して飲食店を利用できる環境をつくってほしいということでありました。

私どもも、岩手緊急事態宣言が解除されましたので、いわての食応援プロジェクトをさらに推進し、環境生活部で行っている認証店の制度と含めて、県民向けのPRなどもしっかり行っていきたいと考えております。現時点では食事券の販売終了が11月15日、利用期限が12月15日となっておりますので、県民向けあるいは市内向けに、積極的に広報を行って飲食店の利用促進を呼びかけていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** まちに人が出てきたと実感してもらわなければ駄目だと思うのです。盛岡市の飲食店だけは新型コロナウイルス感染拡大防止協力金がもらえたのですけれども、これは県内全体の問題だと思うのです。飲食店に行きたいけれども、周りの雰囲気などからいろいろ気兼ねしてしまっている状況だと思いますので、誰かがそこを切り開いて道をつくっていくことが大事だと思うのです。

私一人がお店に行ってもそんなに広がるわけではありませんが、皆さんが行動することによって周りに伝わり広がるのだと思います。事業者の皆さんも一生懸命事業継続に努力しているところですので、少しでも協力するために街に出てもらいたい。岩手商工労働観光部

長の意気込みを聞いて終わります。

○岩渕商工労働観光部長 一般質問でも繰り返し答弁してまいったことでありますけれども、新型コロナウイルスの感染状況が全国的に落ち着いてきている中、旅行や飲食の需要喚起策の効果がより高まっていくものと期待をしております。

ただし、いわて旅応援プロジェクトも、いわての食応援プロジェクトも財源に限りがあります。いわての食応援プロジェクトはチケットの販売期間が来月までという状況です。予算を増額してももう少し長い期間やらないと地元の経済がもたないということで、国への要望もしっかりと行っていきたいと思っております。

また、いわての食応援プロジェクトを始めるに際して、認証店の取り組みを始めるということを知ったときに、ただ認証だけでも絶対に進まないということから、農林水産省が、県が事務費を出せばGo To Eatキャンペーンの残額を活用して事業を行ってもいいということでありましたので、認証にあわせてやれば最大のメリットになるだろうということを取り組んでまいりました。もっとふえると思ったのですが、認証店のうちチケットを使えるのが半分以下だと思っております。話を聞くと、チケットを使っていろいろなお客が来るのが怖いという店もあるようなのです。盛岡市のモリオエールのほうがありがたいという話も聞きます。県でも食事券を販売していますけれども、市町村でも、きめ細かく対応できるような取り組みをやっていますので、連動してさらに盛り上げていけるように、今後も進めていきたいと思っております。

○軽石義則委員 みずからも行くということですね。

○岩渕商工労働観光部長 岩手緊急事態宣言が解除された9月16日以降、頑張ってお出歩いております。

○神崎浩之委員 二つ質問させていただきます。商工労働観光部としては認証制度のお店をどう支援したいのでしょうか。岩手緊急事態宣言は復興防災部が、認証制度は環境生活部が行っているとのことですが、飲食店や宿泊業を守るのは商工労働観光部だと思うのです。一般質問でもお話がありましたが、岩手緊急事態宣言が発令されたとき、認証を受けた店とそうでない店に差がなかったということでありました。やはりインセンティブをつけるべきではなかったでしょうか。私は去年の5月ごろから、山梨モデルの話も参考に出しながら、新型コロナウイルス感染症はいろいろなところで発生する恐れがあるので、県はしっかり感染対策をさせて、対策を行ったお店には大丈夫というお墨付きをつけてあげるべきではないかという話をしてきました。環境生活部が頑張ってお店をふやしていたところに、残念ながら岩手緊急事態宣言が発令されたのですが、商工労働観光部は認証店のインセンティブを使って、例えば夜8時までの営業のところを認証店は夜9時までにするなど、認証店を応援するような取り扱いについて、内部で協議はされたのでしょうか、お聞きします。

○伊五澤企画課長 認証を受けた飲食店へのインセンティブの件ではありますが、いわて飲食店安心認証制度の認証を取得した飲食店を支援するために、8月2日に開始しました。

わての食応援プロジェクト、いわゆるGo To Eat第2弾については、農林水産省の基準に沿って実施する必要があって、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大された場合は販売停止の措置をとるとされていることから、8月12日の岩手緊急事態宣言の発令にあわせて食事券の販売を一時停止させていただいたものです。感染が拡大しているときは、なるべく短期間で感染を抑えるために、さらにお客様に安心してお店に来てもらうために、認証店も含めて感染対策を進めていただきたいという思いのもと、販売及び夜の営業を停止させていただいたということを御理解をいただきたいと考えております。

○岩手商工労働観光部長 いわての食応援プロジェクトですけれども、8月12日に岩手緊急事態宣言を発令するに当たって、認証店の取り扱いについては、内部で非常に悩んだところでした。農林水産省の事業を県が事務局としてやっておりますので、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合には販売をとめるという共通ルールのもと、とめざるを得ないなという結論は出ていたのですけれども、県の裁量で、販売はとめるけれども利用はできるようにするのか。国は、利用についても自粛を求めるとしておりますが、他県の例を調べたときに1県だけ、認証店は利用自粛の対象ではありませんとPRしているところがありました。これを採用するかどうか、内部で何度も議論をしたのですけれども、ステージ3で、直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が25人と、どんどん広がっていく段階でしたので、ここは一旦感染を抑えることに力を入れるべきということで、他県と同じように利用も控えてくださいという表現にしたところです。

時短要請も同じでありまして、アドバンテージを与えたいのですけれども、感染を抑えるという措置をしたばかりのときにインセンティブを与える勇気があったかという、もしそこで広がってしまったらと思うと非常に不安になりました。段階的にインセンティブを与えていくのは非常に効果があると思いますけれども、スタート時に一気に与えるのは難しいと考えたところです。

○神崎浩之委員 内部で考え、議論を尽くした結果ということであれば、いいと思っております。ただ、ウィズコロナやアフターコロナを考えると、すみ分けをしていかなければならないと思うのです。せっかく環境生活部が頑張ってお尻に火がつきながらもやって、飲食店も10万円では絶対賄えないと言いながらも頑張っている、結構広がったと思うのです。ですから、再開したときに伸び率がみんな同じだったということにならなければいいなと思っております。

年末あたりに第6波が心配という話がありますので、その点については協議していただきたい。また、認証を受けた店からも新型コロナウイルス感染症の陽性者が出ているので、盛岡市の保健所に状況を聞きながら、飲食店を守るために商工労働観光部からも指導していただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査で、小売店や飲食店が廃業の危機に見舞われているということで、非常に心配なのですけれども、借り入れを起こすという選択は、今後返済に追われることとなり、逆に経営の悪化につながるのではないかと思います。

ですが、これについてはどのように考えていますか。

○阿部経営支援課総括課長 飲食、宿泊の方々の営業継続は厳しいです。そして、借入れを起すことに対しては、返せるだろうかという御心配があつて、なかなか増額できないということも起きております。新型コロナウイルス感染症の影響で我々の生活様式も変わってきていますので、今までどおりでいくところと、そうでないところが出てくると思います。御自身で商売で稼いでいけるようになるための、またお借りしたお金は返していけるようになるための本業支援をさらに強化していく必要があると思っております。

○神崎浩之委員 東日本大震災津波のグループ補助金もそうだったのですけれども、返せない借金をするという事は非常に大変です。難しい問題ではありますが、丁寧に支援をしてください。

それから、この調査にも卸売業は支援策の対象にならないことが多いということも書いてあるのですけれども、実際に酒屋や魚屋など、納入業者への支援というのは、具体的にどうしているのか。盛岡市は米生産農家緊急支援対策事業ということで、新型コロナウイルス感染症の影響により外食向けの主食用米の需要が落ち込み、令和2年産米の価格が下がり、厳しい状況から米農家に60キロごとに200円補助するという、納入業者への具体的な支援をやっているのですけれども、卸売業等に対する具体的な支援策というのはどういうものがあるのか。

○阿部経営支援課総括課長 私どもが実施しております地域企業経営支援金は、2回にわたって行っております。前年度の事業につきましては、予算の関係もありまして卸売業は対象外だったのですけれども、7月から受け付けをしております今年度事業につきましては、さまざまな御意見をちょうだいしましたので、それにお応えする形で、卸売業全般を対象とさせていただいております。卸売業は食品に限らず、燃料ですとか業種がさまざまありますが、卸売業であれば今回の地域企業経営支援金、かつ40万の上限上乗せの対象にも当然なりますので、まずは我々の経営支援金のほうが対象になるということをお伝えできると思っております。

あとは、神崎委員御指摘のとおり、例えば飲食店や、お酒をつくっている方、あるいは生産者の方もいると思います。我々も厳しい状況であるのは承知はしておりますので、国の予算で行っている支援金事業であることから、まずは予算の増額を国に要望したり、あるいは昨年行っていた業種を問わない持続化給付金を再びやってほしいと強く要望もしているところです。まずは、地域企業経営支援金の御利用をお願いしたいと思います。

○神崎浩之委員 卸売関係の地域企業経営支援金の申請状況についてはどう見えていますか。小売業などについては商工会議所も一生懸命、手を挙げろとやっている。卸売業も売り上げが下がっていれば手を挙げていいのですけれども、どうもあまり申請が少ないような気がします。盛岡市は、さらにまた支援対象を広げて、県の事業では対象にならないところも救っています。卸売業というのは小売業と違って利幅が少ないのです。そこが心配なので、わかる範囲でいいので、お答えください。

○阿部経営支援課総括課長 卸売業の方に地域企業支援金を支給した9月末現在の実績がありますが、47事業者となっております。7月から受け付けを開始いたしましたので、2カ月ちょっと過ぎぐらいで47事業者というところです。

毎月行っております事業者実態調査で売上げの減少状況を見ておりますが、売上げが40%以上大きく減ったという卸売業の方の割合は二十数%というところで、多分扱っている商品によって、すごく減ったところ、あるいはあまり変わらないところがあるのだと思います。実際に申請のあった事業者の取り扱い商品を見ますと、食料品関係やお酒関係となっておりますので、恐らく卸売業の中でもいろいろ濃淡があるのだらうと思っております。

○神崎浩之委員 数字的には少ないような気がしますが、制度としては整えているので、あとは申請が上がってくるかどうかだと思うのだけれども、そのあたりのことも検証しながらやっていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○高橋但馬委員 まず初めに、いわて旅応援プロジェクトの事業費8,005億円について、前回の利用実績によって、その4割を県内の宿泊施設に配分していると思うのですが、盛岡市、花巻市、八幡平市、宮古市など各市でもやっている宿泊割りの関係もあって、もうほぼほぼ予約で埋まっていて、11月中旬には消費してしまうというのが宿泊施設の声です。報道によると国のGo To Travelが再開するようにも見えるのですが、Go To Travelの再開の時期について県はどう考えていますか。

○高橋観光・プロモーション室長 Go To Travelについてでありますけれども、先般報道でもありました10月5日に国土交通省の大臣の記者会見の中で、観光地や地域経済の維持、復興のために大変重要な事業と言いながらも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策と経済の回復を両立させる観点から、新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案して再開のタイミングや内容について検討するとコメントしております。現在国のほうで検討が進められていると認識しております。具体的情報については、直接県には入っていない状況であります。Go To Travelの再開につきまして、全国知事会を通じて、十分情報共有を行ってほしいと要望をしているところであります。

○高橋但馬委員 宿泊施設は、かなり売上げが落ちている中、Go To Travelが再開されるまで今回のいわて旅応援プロジェクトでつないでいきたいと考えているのですが、なかなかそこまでもたないというのが現状であります。その辺も考えていかなければならないと思っております。

また、観光宿泊施設の緊急対策事業費補助についてなのですが、申請数と執行状況についてお知らせください。

○高橋観光・プロモーション室長 緊急対策事業費補助についてですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の感染対策をメインに補助しているものでありまして、10月5日現在の交付の申請件数は32件となっております。そのうち交付決定したのが26件、交付決定額は約4,300万円となっております。

○高橋但馬委員 緊急対策事業費補助の全体予算額は幾らですか。

○高橋観光・プロモーション室長 こちらも国の補助金を活用しております、事業費は4億4,000万円です。

○高橋但馬委員 申請窓口も振興局に移して、事務費もかからないような運営をしているので、今かなりの金額が余っている状況だと思います。この事業は12月までの募集と理解しているのですけれども、よろしいですか。

○高橋観光・プロモーション室長 受付期間がことしの12月28日まで、事業期間は来年の2月28日までとなっております。これは、申請後の事業期間2月までと見ているものがあります。

○高橋但馬委員 執行できなかった金額は国に返さなければいけないと思うのですが、いわて旅応援プロジェクトと同じ国の予算であるならば、Go To Travelがいつ始まるかもわからない状況の中、執行率から考えても、今いわて旅応援プロジェクトに予算を回すべきではないかと考えるのですけれども、どのようなお考えをお持ちですか。

○高橋観光・プロモーション室長 緊急対策事業費補助は、御指摘のとおり国の地域観光支援事業の中でやっております。高橋但馬委員がおっしゃるとおり、予算が残りそうということから、また、いわて旅応援プロジェクトは第1弾のときも予算がきつかったことから、国とも協議をしております。都道府県ごとに宿割の分と新型コロナウイルス感染症の感染対策分とそれぞれ枠が示されておりますので、こちらでは勝手に変更できないところです。御指摘いただいた件については、再度国とも調整したいと思います。

○高橋但馬委員 観光宿泊施設の緊急対策事業費補助ですけれども、上限1,000万円で2分の1の500万円は自分で持ち出ししなければいけない。負担金額が大きいので、なかなか踏み切れないところもあるので、その点についても国と協議をして、よりよい方向に持って行っていただきたいと思っております。

次に、地域企業経営支援金支給事業費についてなのですが、先ほどの答弁で、47事業者の申請があったとのことですが、県はどれぐらいの事業者が申請してくると見越しているのでしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 予算の積算のときの数字でありますけれども、平成28年度の卸売業の事業者数は全県で3,457、それから売り上げの減少30%以上が20%ぐらいと記憶しておりましたので、計算上では600と見込んでおります。新型コロナウイルス感染症の感染状況などではまた変わることもあると思います。

○高橋但馬委員 先ほどは47事業者が申請されたとのことでしたけれども、支払いの状況はどうなっていますか。

○阿部経営支援課総括課長 9月17日現在の数字であります、7億4,000万円弱となっております。これは今までの全体の数字となります。

○高橋但馬委員 件数は。

○阿部経営支援課総括課長 店舗数で申し上げますと、2,410店舗です。

○高橋但馬委員 見立てとしては、予定どおり進んでいるという認識でしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 今回の第2弾につきましては、申請手続期間を来年の3月までと長くしており、また上限も10万円まで引き上げましたので、それに対応して、既に申請された方も再度申請し直していただけるなど、この2週間で結構な申請数となっておりますので、まずは予定どおりと見ております。

○工藤勝博委員 観光振興に関して1点お聞きしたいと思います。ことしの大きな観光の目玉でありました東北デスティネーションキャンペーンは火もつかないうちに終わってしまったということで、本当に残念な気持ちであります。今回の状況と、今後デスティネーションキャンペーンのような代替案があればお聞きしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 東北デスティネーションキャンペーンにつきましては、御案内のとおり4月から9月までということでありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響があり、なかなか厳しい状況でありました。

この東北デスティネーションキャンペーン期間中の取り組みといたしましては、情報発信的な部分を中心になっております。特別企画もたくさん準備はしていたのですが、なかなかお客様が来られる状況ではありませんでしたので、さまざまな情報発信として、一つはことしオリンピック、パラリンピックがありましたので、東京都の秋葉原に東北ハウスという東北6県のブースをつくって、そこにメディアの方や外国人の方も来るように仕立てました。来場者は少ないのですが、そういったPRですとか、東北ハウスを開催しているときに御所野の世界遺産登録が決まりましたので、そのPRを行ったというのが一つあります。

もう一つは、地域のいろいろな観光コンテンツの連携を図るため、東北6県が連携しながらスタンプラリーをやるなど、取り組みを進めたところです。

今後についてでありますけれども、実は10月から12月にJR東日本と連携して、東北全体で重点販売地域というキャンペーンを進めている最中であります。来年度に向けても、まだ正式ではないのですが、北東北で夏祭りのシーズンに合わせてJR東日本とキャンペーンを行うということで今調整を進めているところであります。

○工藤勝博委員 今後そのような取り組みもあるということですが、新型コロナウイルスのワクチン接種、あるいは陰性証明により、人の流れがよくなると思うので、積極的な取り組みを進めていただきたいと思います。この閉塞感を打破するためにも、地方から大きな声を上げて、どうぞいらしてください、特に東北地方は大丈夫ですよということを強く訴えながら取り組んでいただくことを期待して終わります。

○佐藤ケイ子委員長 それでは、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第7号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費、第11款災害復旧費第3項土木施設災害復旧費及び第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中2から5まで、2変更中4から10まで並びに議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上2件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小島副部長兼県土整備企画室長 初めに、県土整備部関係の補正予算について御説明申し上げます。議案(その1)の5ページをお開き願います。

当部関係の補正予算は、国庫支出金の交付額の決定等に伴う事業費の整理に加え、国の令和2年度補正予算に対応し、県においても令和2年度2月補正予算に前倒しで予算措置したことに伴い、重複している当初予算分を減額しようとするもの等であり、表の中段の6款農林水産業費、3項農地費は1億2,980万5,000円の減額のうち300万円の減額、下段の第8款土木費は57億6,942万4,000円の減額、6ページをお開き願いまして11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費は13億6,524万1,000円の増額、これらを合わせて44億718万3,000円を減額しようとするものです。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書の45ページをお開き願います。6款農林水産業費、3項農地費ですが、2目土地改良費のうち説明欄の下のほう、県土整備部と記載している箇所の一つ下の農業集落排水事業費補助は、農業集落排水施設整備等に対する補助であり、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものです。

少し飛びまして52ページをお開き願います。第8款土木費、1項土木管理費ですが、1目土木総務費のうち説明欄の1行目、償還金は国庫補助事業完了による事業費確定に伴う国庫支出金等の精算に要する経費を補正しようとするものです。

53ページに参りまして、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費のうち説明欄の1行目、道路環境改善事業費は橋りょうの補修、補強、トンネル補修等に要する経費について国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものであります。

54ページに参りまして、3目道路橋りょう新設改良費のうち説明欄の1行目、地域連携道路整備事業費は、道路の拡幅、線形の改良等の道路整備に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものです。

55ページに参りまして、3項河川海岸費ですが、1目河川総務費のうち説明欄2行目の河川海岸等維持修繕費は、河川砂防海岸施設の維持修繕に要する経費について河川海岸施設の修繕を実施するため補正しようとするものです。2目河川改良費のうち、説明欄3行目の河川激甚災害対策特別緊急事業費は、河川改修に要する経費について国の令和2年度補

正予算に対応し、県においても令和2年度2月補正予算において前倒しで予算措置したことに伴い、重複している当初予算分を補正しようとするものです。説明欄6行目の直轄河川事業費負担金は、国が実施する河川整備に要する経費の負担金について、国の通知に基づき補正しようとするものです。

57 ページに参りまして、4項港湾費ですが、2目港湾建設費のうち説明欄の2行目、直轄港湾事業費負担金は、国の港湾施設整備に要する経費に係る負担金について、国の通知に基づき補正しようとするものです。

少し飛びまして、70 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、3 項土木施設災害復旧費ですが、1 目河川等災害復旧費の河川等災害復旧事業費は、河川等公共の土木施設の災害復旧に要する経費であり、国道 107 号大石地区で発生した地すべりに伴う豪雨災害復旧工事及び調査費等に要する経費のほか、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）にお戻りいただきまして、7 ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の1追加中、2河川海岸等維持修繕から、5河川等災害復旧費までの4件が当部関係であり、工期が翌年度以降にわたるものについて、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものです。

続きまして、8 ページをお開き願います。2 変更中、4 道路環境改善事業から 10 砂防激甚災害対策特別緊急事業までの7件については、いずれも令和3年度から6年度以降にわたって施工される工事に係るものであり、事業費等の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を変更しようとするものです。

次に、負担議案1件について御説明申し上げます。34 ページをお開き願います。議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは急傾斜地崩壊対策事業によって当該事業に要する経費に対する負担割合の変更に伴い、陸前高田市の負担金の額を変更しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 18 号岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○鎌田港湾課総括課長 港湾施設の条例議案について御説明いたします。議案（その 2）の 17 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。説明資料の 1 ページをごらん願います。

議案第 18 号岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例であります。1 の改正の趣旨ですが、港則法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものです。

2 の条例案の内容ですが、港則法の一部改正により、本条例で引用している条項にずれが生じたことから、引用条項を表のとおり改正するものです。

3 の施行期日ですが、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 22 号織笠川筋織笠川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○上澤河川課総括課長 議案（その 2）の 26 ページをお開き願います。議案第 22 号織笠川筋織笠川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案説明資料の 2 ページをお開き願います。

工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した山田町織笠地内において水門の新設を行うものであります。設計変更の理由及びその理由は、前回議決後の主な設計変更であります第 9 回変更、第 12 回変更、第 14 回変更、第 16 回変更の内容について、5 ページ以降の資料により説明させていただきます。

5 ページ上段の図をごらん願います。第 9 回変更におきまして当該水門のカーテンウォール工は、プレキャスト部材を用いる計画となっておりますが、詳細設計に基づき鉄筋の太さや配置を変更したものであります。

次に、下段の図をごらん願います。河川の縮切りのために必要な鋼矢板の打ち込みや引き抜きにおきまして、当初は陸側からの施工を計画しておりましたが、ほかの作業も並行して進めることによりまして、現場ヤードが狭小となったことから、川側からの施工とするよう仮設計画を見直し、重機の足場となる盛土工を増加したものであります。

次に、6ページをお開き願います。6ページの上の図が鋼管杭の断面図、下の図が地盤改良工の平面図となっております。第12回変更におきまして地盤調査の結果、当初の想定以上に基礎地盤が深かったこと、また軟弱な地盤が確認されたことから、基礎工におきまして鋼管杭の杭の長さを長くしまして、また地盤改良をより密に行うこととしたものであります。

次に、7ページをお開き願います。7ページの図をごらん願います。先ほど説明したカーテンウォール工においてプレキャスト部材を水門本体に取り付ける際に狭小な現場での施工性や安全性などを考慮し、現場で組み上げた部材を横に移動するための装置を使用した仮設計画に変更したものであります。

次に、8ページをお開き願います。第14回変更におきましては、防潮堤の盛土により地盤の圧密沈下が生じるため、既設構造物への影響を及ぼすおそれがありましたことから、その沈下対策として地盤改良を追加したものであります。また、防潮堤盛土材について現地発生土による流用を予定していましたが、不足が生じたため購入土へ変更したものであります。

8ページの上の図は、水門本体の右岸部に実施した地盤改良工の一般図です。その下の図は、水門本体左岸部に実施した地盤改良工の一般図です。

9ページをお開き願います。9ページの上の図は、左岸の山田町が施工済みであった防潮堤境界部分の地盤改良工の一般図です。

次に、9ページの下図をごらん願います。第16回変更におきましては、労働者の宿泊に要する費用のうち、借上費、宿泊費について実績を踏まえ、変更するものであります。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。契約金額ですが、第7回変更で議決いただいた契約金額49億6,385万8,200円に対して、今回の変更により10億7,861万560円、21.7%の増となり、変更後の契約金額は60億4,246万8,760円となるものです。請負者は西松建設株式会社、工期は変更ありません。

なお、3ページ及び4ページには位置図、施工箇所図、全体平面図、水門正面図、水門縦断図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただくようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第 25 号和解の申立てに関し議決を求めることについて、以上 2 件の議案は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺建築住宅課総括課長 議案（その 2）の 28 ページをお開き願います。議案第 24 号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び 30 ページの議案第 25 号和解の申立てに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、議案説明資料の 10 ページをごらん願います。

訴えの提起及び起訴前の和解は、県営住宅家賃を長期に滞納している者を対象として行っている法的措置です。法的措置を行うまでの流れですが、滞納者に対しては早期から繰り返し督促や納入指導を行い、生活状況に応じて家賃減免を行うなど、滞納の解消に努めております。それにもかかわらず滞納月が 6 カ月を超え、または滞納額が 30 万円を超える者のうち、改善が図られず滞納が常態化している者をやむを得ず法的措置の対象とするものです。

訴えの提起は滞納を解消しようとする意思が見られない者などに滞納家賃等の支払いと住宅の明渡しを求める訴えを提起しようとするものです。また、起訴前の和解は滞納家賃等に係る分割納入の意思がある者に対し、滞納家賃の計画的な解消を条件として継続入居を認める和解の手続を行おうとするものです。このことから、訴えの提起及び起訴前の和解申立てに関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めようとするものです。

議案説明資料の 11 ページをお開き願います。議案第 24 号訴えの提起に関し議決を求めることについてでございますが、1、提案の趣旨でございますが、家賃の納入に対して誠意が見られず、長期にわたり家賃を滞納している者に対し、県営住宅の明渡し等請求訴訟を提起するものです。

2、原告及び被告ですが、原告は岩手県、被告は県営住宅入居者 2 名です。

3、訴えの趣旨及び原因ですが、各被告は県営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し、度重なる訪問または電話連絡にも応じない、また居住実態がないなどの状況にあり、県からの明け渡し請求等にも応じない方々であることから、県営住宅の明け渡し、滞納家賃等の支払い及び住宅の明け渡し期限の翌日から明け渡しをする日までの期間に家賃に代わって支払うべき金銭の支払いを求めようとするものです。各被告に係る滞納家賃等の状況であります

が、令和3年7月末現在でそれぞれ173万円余、48万円余となっております。

続きまして、議案説明資料の12ページをお開きください。議案第25号和解の申立てに関し議決を求めることについてです。

1、提案の趣旨であります。県営住宅の家賃等を多額に滞納している相手方から、滞納家賃の支払いに関し和解を求められたことからこれに応じ、起訴前の和解の申立てを行うものです。

2、申立人及び申立ての相手方ですが、申立人は岩手県、申立ての相手方は県営住宅入居者1名です。

和解の内容であります。滞納家賃は分割して所定の期日までに支払うこと。和解成立後の毎月の家賃は所定の期日までに支払うこと。これらの支払いを怠った場合には、県は入居者に対し、何らの通知・催告を要せず県営住宅の明渡しを求め、入居者は県に対し、残額を一時に支払うとともに、速やかに住宅を明け渡すことです。

なお、和解しようとする相手方の滞納額につきましては、令和3年7月末時点で58万円余となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 確認です。訴えの提起が2人と和解の申立てが1人ということでありませぬけれども、これは沿岸部の災害公営住宅入居者か、それ以外の県営住宅入居者かというのがわかれば教えていただきたいのと、この訴えの提起と和解の申立てについて、県の取り扱い方として、災害公営住宅入居者とそれ以外の公営住宅入居者で違いがあるのかどうか、お知らせいただければと思います。

○小野寺建築住宅課総括課長 議案(その2)の28ページをお開き願います。2、原告及び被告の(2)、被告の欄に記載しておりますけれども、住宅名のところに県営住宅のアパート名がそれぞれ記載してありますが、訴えの提起に関しましては、2地域とも災害公営住宅となっております。

続きまして、議案の30ページをお開き願います。1、和解の申立て人及び申立ての相手方の(2)、申立ての相手方のところの表、住宅名のところに住宅名が書いてありますが、こちらのほうは一般公営住宅という形になっております。

また、県の災害公営住宅と公営住宅の手続の違いですけれども、議案説明資料の10ページをごらんください。家賃につきましては、滞納が始まった時点から1カ月以上の者からそれぞれ滞納督促を始めております。その後、和解の申立て、訴えの提起という形になりますけれども、どちらに関しても金額を支払う意思があるかないかわかれます。こちらに関しましては、災害公営住宅、それから県営住宅に関しましても同様に督促を行っていることから、今回災害公営住宅の入居者に対しても提訴を行うというものです。

○岩崎友一委員 行政としては公平性も必要だと思いますけれども、災害公営住宅に入居している2人には、非常に厳しい対応だとも思うのです。もう少し詳しい状況やプロセスに

ついて、もし答えられるのであれば御答弁いただきたいのと、盛岡市や花巻市にある災害公営住宅では、このような滞納がないのか、わかればお示しいただきたいと思います。

○小野寺建築住宅課総括課長 今回提訴をしようとする災害公営住宅に入居の方々ですけれども、詳細については申し上げられないのですけれども、去年県から和解を申し込みまして、2名ともお支払いしていただく意思があったことから、和解の申立てを裁判所に行おうとしたところ、裁判所にも出頭しない、また県からの連絡にも応じないというようなことで、支払う意思がない者として、今回提訴するものであります。

また、滞納者の状況ですけれども、令和3年7月1日時点で1,165名、1億8,400万円余の滞納があります。滞納額の減少につきましては、説明資料の10ページの1にあるとおり、それぞれ督促を行うとともに、県のほうでは月々の収入額が6万9,000円以下に該当する方につきましては減免措置ということで、10%から90%減免する方法もありますということでは常々伝えてあるところであります。その指導におきまして、お支払いする意思がないという方につきましては、このような提訴や和解に進むということで考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、いわて花巻空港の令和2年度収支について外2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○今空港管理課長 いわて花巻空港の令和2年度収支を作成いたしましたので、報告させていただきます。お手元に配付しておりますいわて花巻空港の令和2年度収支についてを
ごらんください。

1の公表の目的等についてであります。空港の収支につきましては空港運営に関する情報の開示など透明性を確保し、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、平成21年9月に国土交通省が国管理空港の収支状況を公表いたしました。この公表にあわせて地方管理空港についても収支を公表するよう国から要請があり、これを受けて本県でも平成20年度分から毎年、いわて花巻空港の収支を公表しているものです。今回令和2年度分を取りまとめましたので、当委員会に報告するものであります。

下の備考をごらんください。キャッシュフローベースの収支は県の一般会計歳入歳出決算から、いわて花巻空港に係る現金の出納を抽出し、収支として表記したものです。また、貸借対照表は空港の資産や負債を一覧で示したものです。

今回の結果につきまして、2ページ目の資料1、令和2年度いわて花巻空港の収支についてをごらんください。最初に1、キャッシュフローベースの収支について御説明いたします。まず、左側の表(1)、空港整備及び維持運営など全ての経費に係る収支についてごらんください。左の表の下段にあります実質収支額ですが、令和2年度は15億5,900万円の歳出超過となりましたが、前年度と比較した場合、歳出超過額は1億3,900万円減少いたしました。この要因といたしましては、令和2年度から国庫補助事業による空港整備事業として滑走路等の改修工事に着手したことにより、歳入では国庫補助金と借入金、また歳出では空港整備事業費が増加等しておりますが、全体として歳入の増が歳出の増を上回ったことによるものであります。

次に、資料右側の(2)の表をごらんください。こちらは、今御説明した(1)の表から空港整備分を除く維持運営の経費のみを抽出整理したものであります。表の下段の実質収支額をごらんください。令和2年度は8億3,800万円の歳出超過となりました。前年度と比較した場合、歳出超過額は1億3,300万円減少いたしました。

次に、資料の下段にあります2の貸借対照表をごらんください。資産の大宗をなす有形固定資産は令和2年度末で423億6,000万円となりました。

最後に、1ページ目にお戻りいただきまして、一番下のその他をごらんください。令和2年度において、いわて花巻空港を利用した観光客が県内で支出する額を空港に関する経済効果の一例として、昨年度に引き続き試算いたしました。試算の結果、概算で9億8,800万円という数値となりました。3ページの資料の2に具体的な試算方法を載せておりますが、説明は割愛させていただきます。

以上で、いわて花巻空港の令和2年度の収支についての説明を終わります。

○戸来砂防災課総括課長 一般国道107号西和賀町大石地区道路災害復旧工事について御報告させていただきます。お手元にお配りしております大石地区道路災害復旧工事についての資料をごらん願います。国道107号は、5月1日に発生しました斜面の変状により、道の駅錦秋湖付近からゆだ錦秋湖停車場線までの約4.9キロメートル区間において、全面通行止となっておりますが、これまでの地すべり調査、観測の状況及び対策工法の検討状況について御説明いたします。

最初に、1ページ目の下段をごらん願います。まず、これまでの経緯ですが、5月1日の変状発生後、直ちに国の専門家により現地調査を実施し、指導、助言を踏まえて地すべり範囲を推定するための調査、観測を進めてきたところであり、8月末までに15本の調査ボーリングが完了しております。また、並行して地すべりを抑制するための応急工事として3カ所で9本の水抜き横ボーリングを実施いたしました。なお、これらの調査、観測や応急工事の対応状況につきましては、地元市町、県、国及び東日本高速道路株式会社などの関係機関

で構成します情報連絡会議を開催し、情報の共有を図ってきたところです。

続いて、2ページ目の調査・観測等の状況をごらん願います。現地の状況ですが、右上上段にあります写真のとおり、斜面の上部においては、写真1のように約2メートルの滑落が確認されているほか、写真2では、のり面のコンクリートのり枠の亀裂、写真3、4では擁壁の倒壊や変状が確認されております。

次に、左下にあります地盤伸縮計による移動量の観測ですが、秋田県側の道路部に設置したS-11の伸縮計や、斜面の上部に設置したS-16の伸縮計において、観測開始から6月中旬ごろまではグラフの傾きが大きくなっており、変状が大きく進行してはいましたが、その後は小さくはなっているものの、動きははまだ継続している状況です。

次に、右下の想定すべり面図をごらんください。ボーリング調査及び観測の結果から、この赤い線に沿って地すべりが起きていると想定されました。その規模といたしましては、高さが約160メートル、長さ、奥行き方向になりますが、290メートル、幅につきましては、左上の写真のほうをごらんいただきたいと思いますが、約170メートルとなっており、地すべりの土塊量は約120万立方メートルと推定されております。

続いて、3ページ目をごらん願います。左側に災害復旧のスケジュールの図を示しておりますが、対策工法の検討に当たりましては、1、来春の融雪期の地すべり活動を抑制するための応急盛土工事、2、早期交通確保のための仮設道路、3、国道の災害復旧について、それぞれ検討を進めてきたところです。

まず、検討1の応急盛土工事の実施ですが、国の専門家の調査では、今回の地すべりは昨年冬の大雪や、ことし春先の好天により一気に解けたことが原因の一つと推測されており、来春においても地すべりの動きが再度大きくなる可能性があることから、右下の横断面図に示しましたとおり、すべろうとする土塊を抑えるためにダム湖内に石材などによる約10万立方メートルの盛土を投入する工事を行うこととしまして、9月中旬から現地作業に入ったところです。

続いて、4ページ目をごらん願います。検討2の仮設道路の検討状況ですが、ダム湖内に仮橋を設置し、迂回路を確保する仮橋案と、現在実施中の応急盛土にさらに盛土を行い、現国道を通行する盛土案の2案について検討を進めているところです。いずれの案もダム湖内の大規模な工事となり、ダム湖の水位の調整が必要となりますが、仮橋案については、地質状況などを踏まえた基礎工の施工方法、盛土案については、必要な盛土量の安定的な確保が主な検討課題となっております。これらの課題を踏まえ、現在各案の工程の精査を行っておりますが、速やかに交通確保の見通しをお示しできるよう引き続き全力で取り組んでまいります。

最後に、今後の対応ですが、並行して従前の国道の交通機能回復についても関係機関と調整しながら検討を進めているところであり、早期に対策工法をお示しできるよう検討を加速化してまいります。以上で説明を終わります。

○小野寺建築住宅課総括課長 現在、県が改定を進めております岩手県住宅マスタープラ

ンの素案について、お手元に配付しております資料により御説明いたします。岩手県住宅マスタープラン（素案）についての資料をごらんください。

このマスタープランは、県の建築住宅行政に係る部門別計画として岩手型住宅の普及などの住宅施策の方向性を定める計画になります。初めに、1の計画の目的ですが、住生活基本法に基づく都道府県計画である岩手県住生活基本計画として県民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るものです。

次に、2の改訂理由ですが、災害公営住宅の完了や社会経済情勢の変化、令和3年3月の全国計画の見直しなどを踏まえ、改訂しようとするものです。

次に、3の改訂（素案）の概要ですが、A3判の資料1の改訂（素案）概要版で御説明いたします。恐れ入りますが、資料1をお開き願います。

計画は、第1章から第5章までで構成をしております。第1章、はじめにでは、計画の目的、位置づけ、計画とSDGsとの関係を記載しております。計画の目的は先ほど申し上げたとおりですが、計画の位置づけは、いわて県民計画（2019～2028）の実現に向け、県の住宅施策の方向性を定めるものとしています。計画期間については、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

次に、第2章、岩手県の地域特性と住宅事情ですが、2、住宅ストックの現状に本県の特徴を記載しています。全国に比べ空き家の率が高い、住宅を一戸建てとする割合が高い、新築住宅の木造率が高いなどになります。

次に、右側の第3章、住宅政策の基本目標と基本方針ですが、基本目標をお互いに幸福を守り育てるいわての住まいの実現とし、目標実現に向けて多様な住まい方を見据えて七つの基本方針を定めています。

次に、第4章、基本方針ごとの具体的な施策ですが、七つの基本方針ごとに施策の目標及び現状と課題を掲げており、その目標の達成に向けた施策等を示しています。基本方針1では、くらしの多様化に応える快適で安全な住宅の普及の促進に向けて、施策の①から③に掲げる岩手型住宅の普及を進めるとともに、誰もが住みやすい住宅の確保を進めます。

次に、基本方針2では、良好な住宅ストックの確保や円滑な流通による安全安心な住まいの確保に向けて、施策の①、リフォームによる質の高い住宅ストックの形成や、②、耐震化の促進などを進めます。

次に、基本方針3では、移住・定住施策と連携した空き家対策の促進に向けて、施策の①、住宅の適正管理や利活用の推進による空き家発生の抑制や、②、③に掲げる空き家バンクの利活用やイノベーションまちづくりなどを進めます。

次に、基本方針4では、住宅確保要配慮者の居住の安定確保による住宅セーフティネットの充実に向けて、施策の①、公営住宅における住宅確保要配慮者の安定確保や、②、③に掲げる民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の居住の安定の確保と支援などを進めます。

次に、基本方針5では、高齢者の居住安定の確保による安心、快適な居住に向けて、これまでは別計画としていた岩手県高齢者居住安定確保計画をこのマスタープランに含めた上

で、高齢者が安心して快適に居住できる住まい、環境の確保を進めます。

次に、基本方針6では、公営住宅ストックの適正管理と有効活用に向けて、別途改定する公営住宅等長寿命化計画に基づく県営住宅の計画的な維持修繕などの実施と、施策の⑦に掲げる若者への住宅支援など政策課題と連携した県営住宅ストックの有効活用を進めます。

次に、基本方針7では、東日本大震災津波からの住宅復興と頻発・激甚化する災害への対策に向けて大規模災害時における応急仮設住宅の整備や民間賃貸住宅や高齢住宅の既存ストックを活用した被災者の応急的な住まいの確保と、施策の⑤に掲げる土砂災害警戒区域等の災害リスク情報の周知などを進めます。これら七つの施策について、それぞれ成果目標を設定し、施策の進捗状況を確認いたします。

次に、第5章、計画の実現に向けた推進体制の整備ですが、県と市町村、関係機関との役割分担の下、住宅以外の分野とも連携を図りながら施策を推進し、県民の住生活の安定の確保など計画の実現に向けて取り組むこととしています。

最後に、計画の策定スケジュールについて御説明いたしますので、初めにござんいただいたA4判の説明資料にお戻り願います。4のこれまでの経過及び今後のスケジュールですが、計画の改定に当たっては、市町村及び有識者から御意見をいただく機会として県住宅政策推進会議及び県住宅政策懇話会を書面にて開催し、現在意見を伺っているところです。今後はパブリックコメントなどによる意見の募集を行い、それらの意見を踏まえた上で令和4年3月下旬に計画を公表する予定としています。説明は以上となります。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 まず最初に、一般国道107号西和賀町大石地区道路については、これまでも説明いただいているのですけれども、それ以外の箇所でも危険を予測して事前に調査している所があるのでしょうか。

○菅原道路環境課総括課長 県はこれまでも既設の道路について防災点検を行い、危険箇所等について把握しておりまして、順次、対策等を進めているところです。

○軽石義則委員 調査によると、地層的にはここが今一番危険だということで、実際に症状も出ているのですけれども、症状が出ていなくても、先日は地震もありましたし、危険個所がどんどん広がって道路が閉ざされるようなことになると、冬は積雪によって高速道路も閉鎖されて、まさに生活道を失うこととなります。岩手県全体ではなくて、まずこの部分はどうなのでしょう。

○菅原道路環境課総括課長 国道107号については、先ほど申し上げました道路の防災点検の箇所の中には入っておりません。崩落の要因となる流域や岩があるといったことがなかったからであります。しかし、昨年度は雪崩等が発生したり、今回は大きな崩落事故が発生したことから、この周辺につきましては、秋ごろから点検調査を行う予定にしております。

○軽石義則委員 実際に崩れているところがあれば注意してやるとは思いますけれども、そこに集中することによってほかの危険個所を見逃してしまうようなことのないようにしっかりやっていただくようお願いいたします。

次に、通告していた簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札について、処理手引が試行されたとのことですけれども、まずこの内容について、わかりやすく説明していただきたい。

○菅原建設技術振興課総括課長 県では建設関連業務に関しまして経済性に配慮しつつも、価格以外の多様な要素を考慮して、価格その他の条件が総合的に優れた者を契約の相手方とする入札方式として簡易総合評価落札方式を平成24年の9月から試行導入しているところでもあります。これによって、価格以外の要素も評価対象になったところです。企業の技術力を評価する技術評価点におきましては、業務実績や地域精通度、また配置予定技術者で資格の保有状況などを評価項目としております。令和2年度には農林水産部と県土整備部を合わせて263件の発注実績となっております。

○軽石義則委員 平成24年からずっと試行というのはどういうことなのですか。

○菅原建設技術振興課総括課長 工事につきましては、今はもう試行ではなくなっているということでもあります。建設関連業務に関しましては、平成24年度に簡易型としてスタートしたのですけれども、その後この簡易型もⅠ型とⅡ型に分けてやったり、最初は土木関係だけで行っていたものを建設関連業の種類もだんだんと取り入れながらということで、令和元年にはこの関連5業種全てを対象にするところまで至っております。いつまで試行するかというのも含めて今検討中です。

○軽石義則委員 検討されているとのことではありますが、結果はいつ出るのか、今の答弁ではわかりません。何をもちて試行で、何をもちて本切りかえになるのか、その基準というのはあるのですか。

○菅原建設技術振興課総括課長 長い試行期間であります。その間に、業界団体との意見交換や要望会等を通じて、いろいろな課題や要望等を受けております。それは今も続いておりました、いろいろと検討しながら、変えられるものは変えつつ今まで来たということでもあります。繰り返しになりますが、私どももそれが大体落ち着けば試行が終わるのではないということも含めて、今その時期の検討しております。

○軽石義則委員 業界団体の皆さんから現状をお聞きして、それを取り入れてより現場に合ったものにしていきたいという気持ちはよくわかりましたが、最終的には入札になって競争しなければならないのですから、ある程度の基準は必要ではないでしょうか。恐らく、正しい競争をしていただいで、いいものをつくってもらおうというのが原点だと思うのですが、業界団体の声を聞いて検討しているうちに時代背景も変わってくると思うのです。今はコロナ禍にありますので、どんどん設備投資していける時代とは条件も変わっていると思うのですけれども、どうなのですか。

○菅原建設技術振興課総括課長 軽石委員御指摘のとおり、社会背景はどんどん変わりますので、先ほど申した要望会等でも時代環境や背景に合わせた要望が寄せられております。例えば、若者や女性の評価をしてくれないかというものなどです。それらは業界からの大切な声として受けとめまして、検討を煮詰めております。いずれ、いつまで試行かという答えにはなっておりませんが、業界の声をいかにしてうまく、より適切に反映させるかと

いう観点で検討を進めているところであります。

○**軽石義則委員** 時代背景もありますし、業界団体の声を聞いた上で検討を進めてほしいと思うのですが、地元の企業を総合点でどう生かしていくか、やはりその基準は必要だと思うのです。オリンピックも終わってしまって、仕事をどうつないでいくかというのは、それぞれの業界にとって、非常に重要な課題になってきているので、大きいところや力のあるところは基準にどんどん近づけてくるかもしれない。でも、豪雪や台風など地域で発生した災害時に、みずから出向いて県民の生活を守ろうとする地域の会社もあるのです。入札は正確で公平公正でなければならないと思いますけれども、ある程度、地元の企業をどのようにして守っていくのかということも意識した手順書にしないと、地元の企業がふるいから落とされてしまうと思うのです。地元で雇用して、技術者も育てようとして一生懸命頑張っている企業もあるはずなのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 我々も岩手県内の地元企業に目を向けた制度になるように、例えば地域精通度で評価するということはしておりますが、軽石委員もお話されたとおり、入札は一義的には公平公正、透明性という観点で行うこととなっております。なお、岩手県建設関連業団体連合会との意見交換も年2回行っておりますので、今後もそれらの声を聞きながら検討してまいりたいと思います。

○**軽石義則委員** ぜひお願いしたいと思います。今年度もこの手引書ののっとして進めていただいておりますので、既に入札結果や実績も出ています。聞くところによると、総合評価が偏っているのではないかとの声もあるのですが、実際に入札や落札した事業者に偏りはあるのですか。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 今では約半分が総合評価落札方式になっております。そういう意味からすれば、500万円以上のものに対しては、県内外を問わず業者に入札機会があるということですので、偏りはないと認識しております。

○**軽石義則委員** 500万円以上となると、500万円の仕事から億の仕事まであるのです。そうすると、実績がない地元の企業は入札参加条件をクリアできず、最初から参加できないこととなります。チャンスを公平に与えるための手引きなのに、公平ではない。実績がないからという理由で参加できないのであれば、実績をつくろうと努力しているところはやりがいがないと思うのですけれども、その点はどうかですか。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 業務実績の要件が入札機会を狭めているのではないかと御指摘と捉えました。我々は、業務の成果物の品質を確保するためには、どうしても業務実績が大事であるということで要件にしております。一方で、そうすればいつまでたっても、実績のない業者は入れないということにもなります。県としては、実績要件に類似業種も含めて幾らか門戸を広げておりますし、実績は国や市町村のものも対象としております。例えば、市町村の小さな仕事から取っていただいて、それを実績として反映できるものと認識しております。

○**軽石義則委員** 市町村の実績でもいいということで扱っているとのことですが、

そうなるの評価点の配分の仕方によってかなり違ってくるのではないかという声もあります。要件には何件以上というものがありますが、町や村の小さな工事をいくらやっても、件数としてなかなかカウントされなかったりします。地域の仕事を地元の企業がやってくれる可能性もありますので、まずは参加してもらうことが大事だと思うのです。やってできるければ、後々ペナルティーを与えればいいだけの話です。業界団体との意見交換会でもチャレンジできる制度にしてほしいという声は出ていると思いますので、ぜひ酌み上げてほしい。この手引は、さまざまな声を聞いて修正はされておりますけれども、今の時代に大事なこともあるはずなので、現場の声をもう一度しっかり受けとめてもらうようお願いいたします。

○**神崎浩之委員** まず、一般国道 107 号西和賀町大石地区道路災害復旧工事について確認させていただきたいと思います。資料 4 ページの仮橋の長さはどのぐらいなのか、また湖の深さはどうなのか。それから資料 2 ページに写真があるのですけれども、どのようなイメージで盛土をするのか、2 点お伺いします。

○**戸来砂防災課総括課長** 御質問のありました仮橋についてですけれども、長さは 470 メートル、高さは最大で 50 メートル程度になると見込んで検討を進めております。

次に、盛土案についてですけれども、3 ページをごらんください。右下に横断図をつけております。赤い斜線部分が緊急的に行う盛土の分で、約 10 万立米になります。さらに常時満水位でプラス 236.5 という線がありますが、これに近い 235 付近まで、約 50 万立米盛土をした上で一定の地すべりに対する安全度を確保して、今の現道案を通すという 2 案で検討を進めているところです。

○**神崎浩之委員** わかりました。いずれ、まだ方針が決まっていなんでしょうけれども、早急をお願いしたいと思います。

次に、通告している分についてなのですが、県内の環状交差点、ラウンドアバウトの実施状況と効果、安全対策についてお聞きしたいと思います。既に宮古市、大船渡市、それから平泉スマートインターチェンジ、今後は北上市の工業団地でも実施とのことですが、私も通ってみて、結構戸惑うし、危険ではないかと思っているのです。ラウンドアバウトの実施状況と効果、安全対策について、それから、県でも今後、実施していくのかどうか、お聞きします。

○**菅原道路環境課総括課長** いわゆる環状交差点ラウンドアバウトについて、まず 1 点目の実施状況であります。県道につきましては、碁石海岸線、大船渡市末崎町地内、それから県道崎山宮古線、宮古市の鯨ヶ崎地域内、この 2 カ所で既に導入しております。また、市町村ですけれども、平泉町道の祇園線で 1 か所。現在 3 カ所で供用しているところでもあります。また、北上市の成田黒沢尻線で現在ラウンドアバウトの工事を進めていると伺っております。効果ではありますが、ラウンドアバウトはヨーロッパのほうで先進的に導入されまして、これが今、日本にも入ってきているということで、国では平成 26 年に道路交通法を改正いたしまして、環状交差点が法的に位置づけされたところです。公安委員会では、1 点目とし

て、右回りの一方通行なので右折の事故がなくなって交通事故が減少するという、2点目として、車の速度が遅くなるので信号交差点での衝突事故よりも被害が軽減されるということ、3点目として、交差点での待ち時間が減少するという、最後に、災害時に信号機の機能が停止した場合の対応力の向上、これらの効果が期待されるということで導入を図っているところであります。先ほど申しあげました県道2カ所と町道1カ所は、いずれも導入してから長いものでも約3年半、短いものですと1カ月というところであります。交通管理者に事故の発生状況等を確認いたしました、大きな事故は起きていないとのことであります。

次に、安全対策についてであります。国からラウンドアバウトに伴います安全対策について通知が出ております。これに基づきまして、現地の状況に応じた道路照明灯あるいは案内標識、警戒標識を含めた交通安全施設の設置を公安委員会と連携しながら対応している状況であります。

最後に、今後の対応でありますけれども、ラウンドアバウト導入を県で一概にこうしようということではなく、交差点の個々の状況に応じて、公安委員会あるいは地元の意見等を伺いながら進めていくべきものと考えております。

○**神崎浩之委員** 岩手県のラウンドアバウトは、外国に比べて小さいですし、島も平らなので、わかりにくいのではないかと考えています。島がぼんとあれば、何となく行けないなとわかると思うのです。表示も、宮古市、大船渡市、平泉町で全く違うので、道路管理者には、もう少しわかりやすい標識にしてほしいと思います。田舎のほうでと言ったらあれですけども、交通量が少ないところから始めようということだと思っております。右折して戸惑って、一時停止してしまうような感じがして、非常に心配していました。導入してまだ数カ月ということなので、今後ぜひ検証していただきたいと思います。また、県では、公安委員会や市町村も含めたラウンドアバウトの研修会や勉強会もやるべきだと思います。

それから、住民に対する周知の仕方について、警察から市町村にチラシを配ったという話もあるのですが、例えば最寄りの自動車学校ではラウンドアバウトの練習させるというようなことも含めて、普及していただきたいと思います。これから始まることなので、道路管理者としては表示が重要ではないかと思っておりますので、市町村も含めて御指導いただきたいと思っています。

三つ目、一関北上線の長島地区内のバイパス整備についてなのですが、12年間、全然音さがなかったのですが、歴代の一関土木センター所長たちがいいのか、お土産を持って本庁に来たからだったのかはわかりませんが、2人そろって動きがあつてよかったなと思っておりました。時間もないので簡単に終わらせますが、もともと死亡事故もあったところで、日曜日の午後にも車と横断中の方の事故がありました。上り下りが多いですし、冬には右も左も雪ということもありますので、整備促進に拍車をかけていただきたいと思うのですが、最後にコメントだけいただいて終わります。

○**照井技術参事兼道路建設課総括課長** 主要地方道一関北上線の長島地区でありますけれ

ども、本年8月に計画説明会を現地で開催いたしまして、改良ルートについて地域の皆さんの合意をいただいたところです。現在、南側と北側の二つに分けて利用することといたしまして、南側の地区について詳細の測量を実施しているところでございます。今年度、南側の地区につきまして詳細設計を行いまして、その結果を再度地元の説明をして、事業を進めたいと考えております。今までの事故は、2回、3回と繰り返し起きていますので、地域の皆さんの期待も大きいと思いますので、地元の御協力をいただきながら整備推進に努めております。

○**神崎浩之委員** また事故が起らないように、早めに進めていただきたいと思います。

○**武田哲委員** 私からも一般国道107号西和賀町大石地区道路災害復旧工事について伺います。地元の自治体から一般国道107号の改良工事についてさまざまなお話を伺う中で、トンネルにしてくれないかという話がありました。雪が降れば降ったですごい量で、これまでもさまざまな事故があった。今回の地すべりによってさらに不安を感じている人たちがたくさんいる。トンネルのほうが安心ということでありました。いずれにしても、この道路は命の道路でもあるし、生活道路でもある。ずっと安心して暮らしていく、また西和賀町の風景や暮らしを楽しみに移住してくる方々のことも考えて、不安な道路は解消してもらいたいという話もありました。そこで、トンネル化は今後の検討材料に入っているのか伺います。

○**戸来砂防災課総括課長** 今回の災害復旧箇所におけるトンネル化というお話でしたけれども、災害復旧事業におきましては、基本は原形復旧ということになります。現道の復旧が困難な場合や不適當な場合などにつきましては、その施設に代わるもので復旧された例もあります。そういったことも踏まえまして、あらゆる可能性を含めて検討しているところです。

○**佐藤ケイ子委員長** これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の本年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和3年度商工建設委員会調査計画(案)のとおり実施することとしたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見きわめながら対応することとしたいと思います。つきましては、調査実施の有無も含め、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、調査計画に変更があった場合には、追って通知することといたしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。